

平成28年4月1日に遡って

## 妊婦健康診査および出産時・産後の健診（1ヶ月健診）に係る交通費の一部助成および出産するための直前の準備に係る宿泊費の一部助成します。

母子健康手帳を交付してから出産に至るまで、妊婦さんや胎児の健康状態を定期的に確認する機会として妊婦健康診査があります。これは検査をすることだけが目的ではなく、医師や助産師さんに身体のことや不安に感じていることを相談でき、妊娠期間中を安心して過ごしていただく機会でもあります。

中頓別町内には妊婦健康診査を受けることのできる診療施設がないため、町外の医療機関を受診していただいておりますが、この受診に係る交通費の一部助成を行います。併せて、出産時・産後の健診（1ヶ月健診）に係る交通費の一部助成も行います。また、出産するために直前にホテルなどに宿泊をされた場合には宿泊費の一部助成を行います。（百円未満の端数が生じる時は切り捨てます）

### 《交通費の助成内容》

当町から診療施設所在地までの交通費の一部助成。

公共交通機関利用の場合：交通費証明書（領収書でも可）の額の2/3。

限度額は1回の受診につき8,000円です。

公共交通機関以外利用の場合：

公共交通機関の距離に1km当たり20円を乗じた額の1/2。

限度額は1回の受診につき3,500円です。

例えば・・・浜頓別国保病院まで車で行った場合は「400円」

名寄市立病院まで車で行った場合は「2,000円」となります。



### 《宿泊費の助成内容》

出産するための直前の準備として町外に滞在し宿泊施設を利用した妊産婦およびその介助者1名に限り宿泊費の一部助成。

宿泊費領収書(食事代は除く)の額の2/3。

限度額は1泊につき5,000円です。ただし、1人当たり5泊を限度とする。

### 《助成の手続き》

助成の手続きは、受診期間の翌日から1年以内に、中頓別町長に申請してください。

下記の申請書はホームページからダウンロードしていただくか、中頓別町介護福祉センターでお渡しいたします。

#### 【申請に必要な書類】

- ・妊産婦健康診査等交通費用助成申請書・出産準備交通費及び宿泊費用助成申請書
- ・交通費の請求・・・通院したことが確認できる書類の写しあるいは母子健康手帳  
公共交通機関利用の場合は交通費証明書（領収書でも可）
- ・宿泊費の請求・・・宿泊費領収書の写し



詳細は、中頓別町介護福祉センター保健師（6 - 1995）にお問い合わせください。

ホームページアドレス <http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/>